

大垣市第五次総合計画の策定について

1. 趣 旨

本市は平成18年3月27日に養老郡上石津町及び安八郡墨俣町と合併し、新しい大垣市が誕生しました。

新市では、西濃圏域1市2町合併協議会において作成された「新市まちづくり計画」の基本理念「水と緑の文化・産業・情報・交流都市」の実現を目指し、広域的かつ効率的なまちづくりを進めていくこととなっています。

しかしながら、具体的な施策事業の推進については、新市の総合計画を策定する中で検討することとなっています。今回、合併前の各地域の個性を最大限活かしたまちづくりを推進するため、「大垣市第五次総合計画」を策定します。

2. 計画の名称

大垣市第五次総合計画

3. 計画の期間

平成20～29年度 10か年

4. 計画の構成

基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、地方自治法第2条第4項に基づき策定するものであり、まちづくりに取り組む基本的な考えや構想などを示します。

長期的な視点に立ったまちづくりを進める必要があることから、計画期間を平成20～29年度の10年間とします。

(2) 基本計画

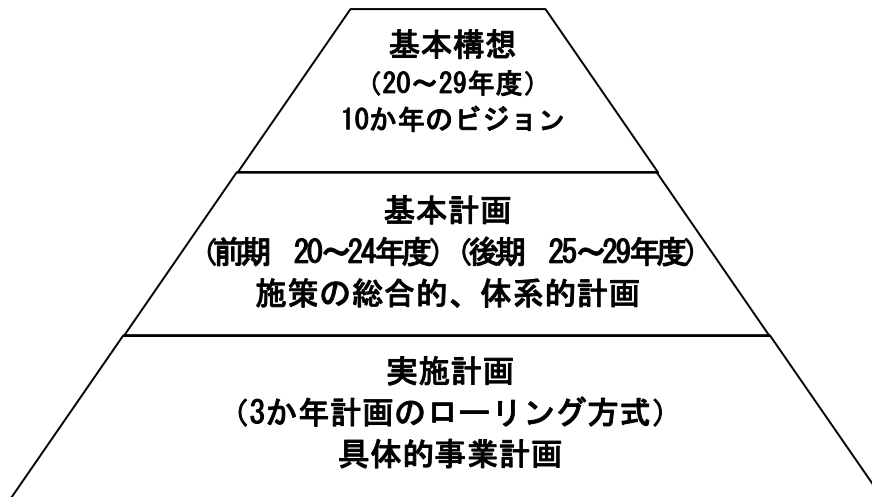
基本計画は、基本構想に掲げた基本的な考えや構想を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的、方針や主要な事業を示します。

計画期間は、前期（平成20～24年度）と後期（平成25～29年度）に区分します。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を実施するため、事業計画を作成し、財政計画の指針とするため具体的に示します。

取組状況を確認し、実績や現状に基づき調整して行きます。



〔大垣市第五次総合計画構成図〕

5. 計画の対象地域

西濃圏域の中核都市として広域的役割を重視しつつ、新市域全域を対象地域とします。

6. 計画策定への市民参加

計画策定に際しては、まちづくり市民アンケート調査の実施をはじめ、まちづくりワークショップやまちづくり懇談会、市長との夢・未来トーク、地域協議会の開催、まちづくり作文や絵画の募集、パブリック・コメントの募集などを通じて、できるだけ多くの市民の方が計画策定に参加できるよう取り組みます。

7. 計画の策定期間

平成18~19年度 2か年